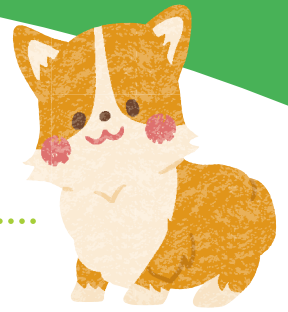


ペットの適正飼養について、みんなで考えてみよう

犬を飼うときのルール



01 登録はお済みですか？

犬を飼い始める時には、「畜犬登録」が必要です。登録手続きをすると「鑑札」と「門標」が交付されます。対象となる犬は生後3ヶ月(91日)以上の犬です。最寄りの動物病院で登録をおこなひましょう。お住まいの市町村役場、もしくは最寄りの動物病院で登録をおこなひましょう。転居した際にも届出が必要です。



02 狂犬病予防注射は年1回必要です

生後3ヶ月(91日)以上の犬を対象に一年に1回の狂犬病予防注射の接種を受けることが法律で義務づけられています。狂犬病は発症すると致死率がほぼ100%の恐ろしい人獣共通型の伝染病です。狂犬病予防接種は市町村が行う集合注射、もしくは動物病院で通年受けることができますので、市町村や動物病院にお問い合わせください。

03 しつけは日頃からしっかりと

無駄吠えの防止や、他人や他の犬に吠えかかったり噛みつきたりしないようにするためには、しつけが必要です。普段から愛犬とよい関係を築いた上でしつけをおこなひましょう。ドッグトレーナーにアドバイスを受けるのもよいでしょう。

04 排泄物は持ち帰りましょう

散歩をするときには、排泄物を持ち帰る袋を必ず携帯し、飼い犬がした排泄物は責任を持って必ず持ち帰りましょう。また、水を入れたペットボトルを携帯し、飼い犬が排尿した場合は水で洗い流しましょう。



05 散歩のときは必ずリードをつけましょう

リードは行動範囲を制限することができるため、排泄などの行為や拾い食いにも目が届きます。また、他の犬や他人に怪我を負わせることを防ぎ、犬が苦手な人やアレルギーの人に対しては安心してもらうことができます。リードには愛犬を守る目的だけでなく、他の犬や他人への配慮という役割があります。



06 飼育場所は清潔に、健康チェックもしっかりと

不衛生な環境下で飼育すると、病気にかかる確率が格段に高くなります。飼育に不適切な環境はストレスの原因になり、場合によっては命に関わることも。健康状態に直結する飼育環境は日々整え、体調も合わせてチェックしましょう。

保護犬・保護猫とあなたをむすぶ
一般社団法人
ティアハイム十勝



@tier.tokachi
@tier_tokachi

本パネルは、北海道より委託された動物愛護管理センター運用実証事業で制作されています。

ペットの適正飼養について、みんなで考えてみよう

猫を飼うときのルール



01 猫は完全室内飼いで

屋外は、事故、行方不明、他猫とのケンカによる負傷や感染症、飢えや過酷な自然環境、心ない人による虐待など危険がいっぱいです。保健所に持ち込まれたり、命を落とす子猫のほとんどが屋外での繁殖によるものです。

大切な愛猫は、屋外での危険に晒すことなく完全室内飼いを徹底しましょう。



02 ワクチン接種をしましょう

猫の感染症の中で恐ろしいものとして代表的なものは、猫パルボウイルス感染症(猫汎白血球減少症)、猫白血病ウイルス感染症。命に関わるほど重篤な状態を引き起こすこれらの感染症はワクチン接種により防げます。

03 不妊・去勢手術をおこないましょう

繁殖制限を行わず次々と子猫が生まれることで、適切な飼育が行き渡らず破綻を迎える「多頭飼育崩壊」は深刻な社会問題のひとつとして認識されるようになりました。

新しく生まれてくる命に充分な手をかけられないのであれば、不妊・去勢手術をおこないましょう。

04 病気に対する正しい理解を

猫がかかりやすい主な病気について知識を深め、普段からのストレスへの配慮と健康観察、獣医師による定期的な診察をおこないましょう。正しい知識を持つことと適切なケアが病気の予防につながります。



05 キャリーケースに慣れる訓練を

日頃より、安心して過ごしたり隠れたりする場所として、キャリーケースを常備して開放しておきましょう。

災害時の避難や、動物病院への受診など、急な移動にかかるストレスをできるだけ軽減できるよう普段の生活の中で備えてあげましょう。



06 屋外で猫に餌をあげないようにしましょう

屋外の猫にただ餌を与えるだけの行為は、猫たちが繁殖を繰り返すにつらい最期を遂げる不幸の連鎖を招きます。

また、与えた餌に他から猫や野生動物が集まって衛生状態が悪化するなど近隣住民の迷惑になることも考慮しなければなりません。一時的な感情に留まらず、保護をして迎え入れるか、新たな飼い主につなげるのが理想です。



ペットの適正飼養について、みんなで考えてみよう

災害時のペットへの備え



環境省
ペットの災害対策の
ページはこちら



02 普段からのしつけが必要です

動物の種類に応じてしつけや訓練をおこない、人に危害を加えたり、鳴き声などで他人に迷惑をかけることのないようにしましょう。また、排泄物や体毛などで、公共の場所を汚さないようにしましょう。

04

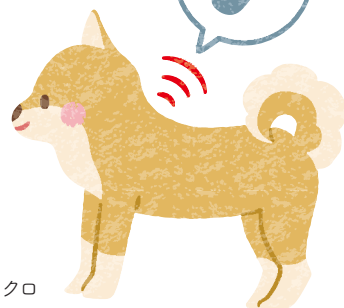
狂犬病予防や日頃からの健康管理をおこないましょう

動物の感染症、動物と人の双方に感染する病気についての知識を深めましょう。日頃より獣医師による診察を含めた適切なケアをおこない、自身や公共の場において他人への感染を防ぎましょう。犬の鑑札と狂犬病予防接種済票の装着は、狂犬病予防法により飼い主に義務づけられています。



01 マイクロチップについて正しい理解を

令和4年6月1日より、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬猫について、マイクロチップの装着が義務化されました。飼い主になる際には、ご自身の情報に変更登録が必要です。また、他者から犬猫を譲り受け、獣医師に依頼してマイクロチップを装着した場合には、飼い主の情報登録が必要になります。



環境省マイクロ
チップ制度Q&Aの
ページはこちら

03 ケージやキャリーに慣れる練習を

災害時の脱走防止や避難所への同行にはケージやキャリーケースが必要です。ペットの体調不良時や、動物病院への受診の際にストレスがかからないよう、普段から安心できるスペースとして生活環境の中に取り入れておきましょう。

05 首輪や迷子札の準備をしましょう

ペットの盗難や迷子を防ぐため、飼い主であることを示すマイクロチップ、名札、首輪などの標識をつけましょう。また、身体に装着するものをストレスを感じる個体もいるため、普段からできるだけ慣れさせておくといでしょう。



ペットの適正飼養について、みんなで考えてみよう

ペットを飼うなら最期まで

01 終生飼養について考えてみよう

事前に正しい飼い方の知識を持ちましょう。
飼い始めたら、適切な飼い方を心がけ、最期まで責任をもって飼いましょう。
ペットが病気にかかったり老いた時に、命を全うするまで一緒に暮らすことができるか、迎え入れる前によく考えましょう。



02 子猫・子犬を飼う時はご自分の年齢も考えて



あなたの年齢に20年を足してみてください。ペットが寿命を迎えるその日まで見届けることができますか。
現在ペットと暮らしている方は、どうしても飼えなくなった時のことを考えて、信頼して託せる人・場所を確保しておきましょう。

03 飼養頭数のコントロールを

動物病院の受診費用や飼育費用などの経済的なことを含め、適正に管理できる数を超えないようにしましょう。また、生まれてくる命に責任が持てないのであれば、不妊去勢手術などの繁殖制限を行いましょう。



動物愛護及び管理に関する法律



環境省
動物愛護管理法の
ページはこちら

動物愛護管理法とは、動物の管理及び愛護に関する法律で、「人と動物の共生する社会の実現を図る」ことを目的としています。
動物愛護管理法の「愛護」は【動物の虐待・遺棄の防止】【動物の適切な取り扱い】【動物の健康及び安全の保持】について、「管理」は【動物による危害の防止】【生活環境保全上の支障の防止】【人への迷惑の防止】を意味します。
ペットを飼うことは、命に対して責任を持つこと。飼い主には、ペットが健康で快適に暮らせる環境を確保・維持することはもとより、社会に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。
人と動物が共生する社会の実現には、飼い主のモラルが必要不可欠です。ペットが苦手な人、アレルギーなどで接することができない人もいることを理解し、広い視野を持って、ルールやマナーを守りましょう。



保護犬・保護猫とあなたをむすぶ
一般社団法人
ティアハイム十勝



本パネルは、北海道より委託された動物愛護管理センター運用実証事業で制作されています。



@tier.tokachi
@tier_tokachi